令和３年９月28日

一般社団法人　大阪府薬剤師会

会長　乾　英夫　様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

新谷　憲一

新型コロナウイルスワクチン接種にかかる注意喚起のお願い

平素は、本市の感染症対策をはじめ、保健衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

標題につきまして、下記の事例が発生しましたので、ご報告させていただくと共に貴会会員様へご周知及び注意喚起のほど宜しくお願い申しあげます。

記

**医療従事者及び介護従事者に先行して配布された接種券付予診票を用いて新型コロナウイルスワクチン接種を行ったにもかかわらず、後日送付された本人の接種券を用いて再度接種を行った事例（３回目・４回目接種）**

現在、新型コロナウイルスワクチン接種は２回接種が規定されております。

接種券付予診票を使用し２回接種を行った方は、住民票所在地の市町村から届いた接種券は**必ず破棄**していただき、**規定以上の接種を行うことのないよう**、周知徹底をお願いいたします。

なお、接種券付予診票をお持ちの未接種の方が接種を希望する場合は、住民票所在地の市町村から送付された接種券を使用していただきますようお願いいたします。

**（参考）**

**１回目を接種したワクチンと違う種類のワクチンを２回目に接種をする（いわゆる交差接種）事例**

交差接種につきまして、現時点では十分な医学的知見がないことから国としての考え方が示されておらず、大阪市としましては原則認めておりません。予診の際には十分聞き取りを行い、接種を受ける本人が強く希望されていても、**同一のワクチンを接種**していただく必要があります。

なお、国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」におきましても「互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性に関する十分なデータはないことから、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。」と定められております。

大阪市保健所

感染症対策課（ワクチン接種等調整チーム）

電話　06-6647-0813　FAX　06-6786-8003